

令和5年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
15	1	秋津・茜浜	ヴェルデコア新習志野管理組合	自転車と歩行者の通行方法について	秋津3丁目6番3号香澄交差点、香澄側および新習志野駅側において、朝の通勤時間帯は交番側の交差点角には国道を横断するため多数の自転車が歩道上に滞留し、歩道橋を渡ろうとする歩行者の障害となっている。また、歩道橋を降りてきた歩行者と衝突しそうで大変危険である。交差点から秋津交番手前までの間、自転車と歩行者の通行帯を明確にして、安全を確保してほしい。さらに、視覚障害者誘導用ブロックと自転車走行の区分も考慮してほしい。	対応不可	当該路線につきましては、自転車への注意喚起として、路面シール「歩行者優先」を設置しております。現状にて、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	都市環境部	道路管理課
15	2	秋津・茜浜	秋津まちづくり会議	谷津干潟遊歩道の傾斜及び段差の解消について	津田沼高校西側の谷津干潟遊歩道について、歩道幅のわりに傾斜が激しく、かつ路面が凸凹状態になっているほか、干潟側コンクリート路面との段差が随所にあり通行に不便な状況である。同遊歩道は、干潟敷策、ウォーキング、ジョギングなど通行者も多く、すれ違い等で除ける際、段差につまづくことがあるほか、乳母車や車椅子のスムーズな歩行に支障をきたしている。遊歩道の傾斜を解消(緩やかに)し、段差や凸凹のない平らな路面への改修を要望する。	令和5年度以降の予算で対応・検討	谷津干潟公園の園路については、広範囲にわたって歩道幅の勾配が急になっており、随所に段差が生じていることから、園路の補修を令和5年度から開始し、3年程度での計画的な対応をいたします。	都市環境部	公園緑地課
15	3	秋津・茜浜	秋津五丁目町会	防犯灯の設置について	秋津五丁目から新習志野駅方面へ往來する際、ほとんどの住民が秋津公園内テニスコート脇通路を通行している。公園内の通路出入口両側に街路灯が設置されているが、いずれも住宅側を照らしており、公園内樹木により通路内に照明が届かず、通路内が暗い状態である。通路中央付近に新たに街路灯(防犯灯)を設置するか、既存の街路灯を工夫するなどして夜間、女性や子どもが安心安全に通行できるよう防犯対策を講じてほしい。	令和4年度予算で対応	令和4年度に、街路灯の灯りをさえぎらないように樹木の下枝を剪定いたしました。	都市環境部	公園緑地課
15	4	秋津・茜浜	秋津五丁目町会	ハッピーバスのルート変更について	秋津五丁目から京成津田沼駅および市役所へ向かう場合、京成バスでは「津田沼高校～まろにえ橋」となり、まろにえ橋からは徒歩での移動となる。ハッピーバス京成津田沼駅・海浜ルートについて、福祉センターを迂回するルートを秋津産婦人科前まで延長することを要望する。	他機関へ依頼	ハッピーバスの運行事業者である京成バス株式会社へ本要望をお伝えしたところ、「ご要望のルート変更につきましては、運行経路の延伸を伴うものであり、所要時間が増加することから、現在の車両台数及び乗務員数では、既存の運行便数の維持が困難になります。このことから、現時点で延伸を伴うルート変更は難しいと考えております。引き続き、地域の皆様の利便性向上を目的としたダイヤ作り尽力してまいりますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。」との回答をいただいております。	都市環境部	都市政策課
15	5	秋津・茜浜	秋津まちづくり会議	秋津小学校B棟の外トイレの改修	秋津小学校B棟1階の外トイレは、ドア枠が劣化し施錠できないため、2020年から使用不可となっている。土日・休日に秋津小学校グラウンドを使用する場合は、体育館などのトイレを使用するよう案内があるが、学校施設が開いていない場合は近隣の公園のトイレを使用することとなり、非常に不便である。秋津小学校に改修予定を確認しても、予算が組まれていないのでいつ改修できるかは未定であるとの回答は確認している。秋津小学校グラウンド及び体育館は、災害時の秋津地区避難場所となっており、秋津まつりの会場としても使用するので、早めの改修作業を要望する。	令和4年度予算で対応	外トイレドアの修理につきましては、令和4年9月に完了いたしました。	教育委員会	教育総務課
15	6	秋津・茜浜	秋津第三団地管理組合	ネズミの駆除についての要望	秋津団地周辺にネズミの目撃が報告されている。秋津第三団地のみ対策をしてもネズミが他の地域に移動するだけで、解決にはならないため、広域にわたる駆除の対策を要望する。また、側溝などに糞をまいて雨が降ると流れてしまい、効果がないため工夫してほしい。	対応不可	市ではネズミの駆除は行っておりません。駆除につきましては、千葉県害虫防除協同組合(043-221-0064)にご相談ください。	都市環境部	環境政策課
15	7	秋津・茜浜	秋津五丁目町会	谷津干潟公園内遊歩道植栽剪定について	大量の落ち葉により清掃頻度が多く、住民の負担となっている。定期的な剪定は実施してもらっているが、数年に一度は思い切った剪定を要望する。それが不可能な場合は、季節の状況により、都度の剪定及び清掃頻度の回数を増やすことを要望する。	令和5年度以降の予算で対応・検討	当該地に植栽された樹木の剪定は、ラムサール条約登録湿地帯である谷津干潟に隣接していることから、自然に配慮した形で剪定しております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、樹木の植栽本数が多大であることから、複数年での剪定を検討してまいります。また、公園の清掃は月4回(週1回)実施していますが、令和5年度につきましては落葉時期である11月頃及び3月頃の清掃回数を月8回(週2回)に変更いたします。	都市環境部	公園緑地課
15	8	秋津・茜浜	秋津五丁目町会	歩道と道路との段差解消について	秋津5丁目のはなみずき橋歩道橋の北側地区から新習志野駅方面への往來で自転車を使用する際、はなみずき橋下の歩道と車道に大きな段差があり通行が不便な状況である。近くのはなみずき橋交差点には段差はないが、迂回する必要があり、利便性を考慮して一部段差解消の対策を要望する。	対応不可	自転車の通行につきましては、原則車道を通行することとなっておりますので、ご要望箇所の歩道の段差解消はいたしかねます。現状にて、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	都市環境部	道路管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)

※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。